

平成16年 5 月25日

第 105 号

京都税理士協同組合ニュース KYOZEIKYO

発行所

京都税理士協同組合

発行人 上 田 寛

編集人 井 上 玲 子

京都市中京区麩屋町通御池上ル
上白山町 2 5 8 - 2

電話(075)222-2311

E-mail kyozei@kyozei.or.jp



税理士会館

新税理士会館

除幕式・テープカット・定礎式・竣工式を挙 市内中心部に移転した京都税理士会館

平成16年 4 月 5 日(月)快晴。定刻の午前10時、新税理士会館正面玄関口壁面に埋納鎮座する定礎石銘板（上田寛理事長直筆）の除幕式が挙行された。

司会は(株)藤井組松吉純嘉氏が務め、上田寛理事長並びに廣瀬伸彦基本問題検討特別委員長が「定礎石」の除幕を務めた。

続いて「定礎式」では、開式・清祓の儀の後、定礎箱鎮定・斎鏝（いみごて）・定礎石鎮定の儀を省略し、水平検知の儀を(株)吉村建築事務所の吉村光弘社長が、垂直検知の儀を(株)藤井組の藤井正社長が共に水平器を用いて行い、「水平よし」「垂直よし」と発した声は、凜とした空気の中に響き渡った。

斎槌（いみづち）の儀では、上田寛理事長が木槌で定礎石の四隅を軽く打ち、滞りなく定礎石を納めた。

引き続き玄関先にてテープカットが行われ、組合役員63名が見守る中を8名の関係役員が紅白のテープに鋏を入れた。（上田寛理事長、廣瀬來三初代理事長、森金次郎日本税理士会



連合会会長、廣瀬伸彦基本問題検討特別委員長、林伸三郎建設委員長、大高友紀近畿税理士会京都府支部連合会会長、(株)吉村建築事務所代表取締役吉村光弘氏、(株)藤井組代表取締役藤井正氏)

10時30分、3階「京税ホール」に会場を移し、「竣工式」



が厳かに挙行された。開式・修抜・降神・献饌の儀、祝詞奏上、清祓、玉串奉奠の儀では、10名の関係役員が祭壇に次々に玉串を奉奠した。（上田寛理事長、廣瀬來三初代理事長、森金次郎元理事長、清水久雄前理事長、有田徳五郎相談役代表、岡田吉和監事代表、廣瀬伸彦基本問題検討特別委員長、林伸三郎建設委員長、(株)吉村建築事務所代表取締役吉村光弘氏、(株)藤井組代表取締役藤井正氏)

撤饌・昇神の儀と続き、最後に神酒拝戴の儀では土器（かわらけ）で参列者一同「弥栄（いやさか）」の掛け声と共に乾杯を行った。

11時の閉式後は、「竣工記念式典・竣工披露パーティー」会場（京都ホテルオークラ4階）へと移動した。



新税理士会館

竣工記念式典・竣工披露パーティーを盛大に挙 —新しい門出を祝って—

定刻の12時00分、会場を京都ホテルオークラ4階暁雲の間に移し、総数532名（来賓184名、随員29名、組合員319名）が参集する盛大な竣工記念式典・竣工披露パーティーが開催された。

【竣工記念式典】

吉澤俊二専務理事の司会により、開会の辞を林伸三郎建設委員長が、挨拶を上田寛理事長が述べた。続いて、経過報告を廣瀬伸彦基本問題検討特別委員長が述べ、竣工に至るまでの経緯とエピソードが披露された。



その後、6名のご来賓からご祝辞を頂戴した。（京都府知事山田啓二様、京都市副市長高木壽一様、日本税理士会連合会会長森金次郎様、上京税務署署長小山和人様、日本税理士協同組合連合会会長西島賢一様、近畿税理士会会長池田隼啓様）

また、会館の建設に重要な役割を果たされた次の3氏に壇上へご登壇頂き、上田寛理事長から一人ずつ感謝状と記念品が手渡された。（設計監理者：(株)吉村建築事務所代表取締役吉村光弘様、施工者：(株)藤井組代表取締役藤井正様、絵画寄贈者：(株)日展評議員坂根克介様）

最後に田島博昭副理事長が閉会の辞を述べ、竣工記念式典を終了した。

【竣工披露パーティー】休憩の間もなく、司会を小坂文夫専務理事に交代し、石原豊副理事長が開宴の挨拶を述べた。鏡割りは、来賓と組合関係役員の15名が3つの菰割りに分かれ、



「ヨイショ！ヨイショ！ヨイショ！」の掛け声と共に場内一つとなり勢いよく鏡割りを行った。

続いて、廣瀬來三初代理事長の発声で祝盃をあげ、祝宴を開始した。終始、会場には笑みが溢れ、和やかな雰囲気の中パーティーは進行した。

途中、二股茂常務理事から祝電の披露があり、定刻の14時40分、作見藏市副理事長の閉会の辞で披露パーティーの幕を閉じた。

☆☆☆☆☆☆

平成15年 5 月16日の起工式に始まり、同年11月19日に上棟式、平成16年 2 月28日に引渡しを受けるまでの間、基本問題検討特別委員会及び建設委員会の構成員に加え、設計監理の(株)吉村建築事務所並びに施工者の(株)藤井組等関係者が一丸となり進めてきた京都税理士会館建設の一大プロジェクトは、今ここに無事に完成を迎えることとなった。



ご挨拶

理事長 上田 寛



去る4月5日、新京都税理士会館の竣工記念式典、披露パーティーが、ご来賓、組合員合せて530名を超える皆様のご臨席を賜わり、無事盛大に挙行することができました。感謝と感激これに勝るものはありません。心から厚く御礼申し上げます。

京都税理士会館は、税理士の社会的地位を象徴するにふさわしい、品格ある重厚な会館となりました。会館は、組合員、会員の研修、会議の場として活用される一方、税理士の社会的貢献事業展開の拠点として、会館に設置した2室の税務相談室において、近畿税理士会京都府支部連合会の行う、京都府民、市民のための無料税務相談事業をはじめ、京税ホール、会議室を使用して実施する租税教育、税務会計の実務講座等の諸事業が、会館立地の好条件もあって、広く多くの地域住民の皆様に利用され便益を享受していただくことが見込まれ、京都税理士会館の存在感がいやがうえにも高まると期待されます。これは、ひいては税理士制度の発展強化につながるものであり、組合員会員諸先生の事業に対するご理解、ご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

なお、京都税理士会館の完成は、昭和48年2月、先輩諸先生が大変なご苦勞をされて建設された、旧税理士会館があったればこそで、先輩諸先生の先見性とご努力に対し満腔の敬意を表し、心から厚く御礼申し上げ、京都税理士会館竣工の喜びの言葉といたします。



会館建設の経緯について

基本問題検討特別委員長 廣瀬 伸彦



30年の永い間馴れ親しんで来た旧税理士会館から、市内の中心部近くに新しい税理士会館が竣工し京都税理士協同組合に新しいページが加えられました。

旧税理士会館は31年前に京都の地に税理士の象徴としての会館を建設しようと諸先輩達が力を結集して実現しました。

当時は資金的な基礎もなく、敷地を市当局より貸与を受けて立ち上げようとしました。諸先輩達と、市長はじめ関係諸機関との折衝の結果、市当局より敷地の借受けをすることが出来ました。

敷地としては決して満足すべきものではありませんでしたが、会館建設への一つのステップとして決定しました。

会館の建設資金は税理士協同組合を設立して、組合員に投資を依頼し458人の税理士が組合員となりました。

昭和60年には賃借していた会館敷地を京都市から譲受け、その後、隣接地を購入し使い易い敷地といたしました。

しかし、京都税経学院の生徒募集や、研修会開催に際しアクセスの不便さはいつも指摘され、幾度も移転が検討されていきました。が、何分にも地価高騰でその願いをかなえることも出来ず、いたずらに年月が経過して行きました。

そうした中、ペイオフを控えての平成13年秋に組合資金の運用を検討していたところ、会館も築後31年を経過し、以後、維持・管理に多額の費用が見込まれることから会館移転という、かねてからの懸案事項を解決する絶好の機会と市内中心部への移転を地価下落のこの時期に検討されても良いのではないかという意見が出て参りました。

平成14年1月、基本問題検討特別委員会は理事長よりの「新会館の取得」についての諮問を受けて新会館敷地の検討が始まりました。

物件の検討は20数件に及び、京都独特のウナギの寝床といわれる物件が多く、新会館の敷地としてふさわしい敷地になかなか巡り合わずにいる時、思わぬご縁から今回の敷地の地主との出会いがあり、新会館敷地が確保出来る見通しが立ちました。

今回の新会館移転の最大の目標は①市内の中心部で②交通の便の良さであり、この敷地の確保は大変に喜ばしいことであります。

組合員には新会館移転に伴う特別の負担を掛けないということで計画をスタートしておりました。

地主から200坪の敷地の購入を求められて、当初計画から大きく予定が膨らみましたが、臨時総会で約5億5千万円の建設計画を多くの組合員のご賛同を得て可決されて、組合員の新会館に寄せる多大の期待を知り、我々の会館として誇れるものを完成させなければならないとの思いをしました。

こうして完成した新税理士会館は、諸先輩達の旧会館建設の時から力が基礎となって今日の会館が完成したもので、その努力の賜ものと感謝いたします。

重量感あふれる風格のある会館を設計された吉村建築事務所、誠実に立派な建築を施工された藤井組、そして建築中には近隣の方々との均衡や、細々としたことにも注意を払っていただいた建設委員の皆様など多くの方々へ厚くお礼申し上げます。新会館が地域住民の中に溶け込み、その機能を発揮してみんなに喜ばれる会館となるように望んでいます。

京都税理士協同組合厚生会会員のみなさまへ

総合事業保障プラン総合型・L

大同生命の定期保険 AIUの普通傷害保険

90歳までの長期保障、保険料は一定。
日本人の平均寿命をこえる90歳までの長期保障。



入院、手術の治療にも安心。
病気やケガで入院および手術をした場合でも安心して治療していただけます。さらに、長期間の入院、成人病の場合の入院も保障が得られます。(大同生命)

最高6億円の大型保障。
重篤にふさわしい大型保障で、事故死亡の場合最高6億円の大型保障です。(大同生命3億円・AIU3億円)



海外の事故・病氣も保障。
海外にも安心してご出張、ご旅行していただけます。

退職金、功労金などの財源として利用。
万が一死亡された場合に、保険金を死亡退職金や弔慰金としてご利用になれます。また、中途でおやめになる場合でも定期保険の解約払戻金および積立配当金が受取れます。(大同生命)

*解約払戻金は、お払込保険料累計額を下回ります。また、ご契約時および保険期間満了時には0になります。
*加入資格については担当者にご確認ください。
◎ご契約に際しては、所定のパンフレット・ご契約のしおりを必ずごらんください。

〈引渡保険会社〉



京都支社税理士共済投資部/
京都市中京区烏丸通り三条下ル橋頭町595-3
TEL 075-256-7102

京都支店/京都市中京区烏丸通り三条下ル橋頭町595
(大同生命京都ビル7F)
TEL 075-223-1651

F-16-1030(平成16年4月23日)



会館建設にかかわって

建設委員長 林 伸三郎

平成14年12月24日に開催された基本問題検討特別委員会で3名の委員が選任されたのが始まりでした。

翌年1月15日から17回に亘る建設委員会と、4回の事業委員会との合同会議を最終に無事われわれの任務は終わることが出来ました。ご協力ありがとうございました。



組合員の皆さんから「たいへんですね」と声をかけられるのですが、全員楽しんで仕事をさせていただきました。

想いが形となり、それに色彩が加わる、こんな楽しい仕事は他にありません。日頃「無形を扱う」われわれの業務とはまったく違う「有形を造る」喜びを実感させていただきました。

吉澤俊二委員は構造・経済性・色彩等々、太田克委員はIT・音響・電気・通信と、そのセンスはプロ裸足です。

確定申告期明け、事務局移転も終え、ブラインド・カーテンの選定、取り付け確認、絵画の搬入等々、すべて完了。

快晴の4月5日、竣工披露式典で多くの方から「おめでとうございます」のお声を頂き、前日遅くまで岸見事務局長との打ち合わせの疲れも吹っ飛んでしまい、心地よいひとときを迎えさせていただきました。

同じおもいで旧会館を建設された先輩先生方のご苦勞を思うと……移転することに何か申し訳無い事をしている気がしてならなかったのですが……時の流れと組合員の利便性等からご容赦いただき、京税協の更なる発展にご期待いただきたくお思います。



以下、委員会報告をさせていただきます。

(建設委員会)

- 第1回 平面図の変更、別途工事
- 第2回 " と設備関係
- 第3回 セキュリティーと設備関係
- 第4回 工事金額の検討
- 第5回 最終図面の確認
- 第6回 隣地離隔距離
- 第7回 現場確認、境界費用負担関連
- 第8回 南北境界塀、電話工事、家具工事、近隣対策
- 第9回 外壁材料、別途工事、近隣対策
- 第10回 家具工事、EV内装、近隣対策
- 第11回 内装仕上げ、EV設備、インターホン設備、近隣対

策

- 第12回 内装仕上げ、衛生什器、近隣対策、玄関ポーチ、風除室の材料検討、近隣対策
- 第13回 WC室、AV機器、鍵、高圧電気主任技術者、近隣対策
- 第14回 会議室、研修室照明、錠前プラン、近隣対策
- 第15回 会議室、研修室照明、ガラス材料、外構材料・会館名称、定礎、外部ガラス材料、近隣対策
- 第16回 定礎字体、近隣対策
- 第17回 室名の決定、近隣対策

(事業委員会)

- 第1回 販売スペースデザイン
- 第2回 "
- 第3回 "
- 第4回 "



新会館完成に伴う 無料税務相談の開設にあたって

近畿税理士会京都府支部連合会会長 大高 友紀

平成16年4月5日に竣工した新京都税理士会館は、京都府下税理士の期待を担って建設されたものであります。新会館は、公共的使命を担う税理士の社会的活動の拠点に相応しい品格ある建物であり、京都市内中心部、しかも公共交通機関、駐車場等アクセスに問題のない格好の場所に完成いたしました。ここに至るまでの各役員のご苦勞に対して深甚なる敬意を捧げ、深く感謝申し上げます。



昨年の暮れより、上田理事長は新会館の建設にあたり京都府、京都市よりそれぞれ補助金の交付がなされる以上、税理士の社会的貢献事業の推進拠点として会館が活用されるように、「あらゆる会合で無料税務相談、無料税務相談と挨拶し、立派な相談室を2室用意したから」と力説されてきました。しかし、税理士協同組合では相談室の運営はできません。よって、税理士会が行う無料税務相談が納税者の利便性の向上を図ることにより、京都府民・市民に親しまれ気軽に利用されるように、近畿税理士会京都府支部連合会に格段の依頼がなされたところであります。また、京都税理士協同組合と近畿税理士会京都府下の税理士会各支部とは表裏一体関係にあるので、組合としては支部連の事業に応分の寄与をする必要があるとも仰っていただいております。

このような理事長の要請を受けて、無料税務相談・租税教育事業・納税者の税知識の啓発・納税意識の昂揚を具体的にどう進めていくのが緊急の課題として出て参りました。この期待にどのようにして具体的に應えるべきかを支部連会議を開催し検討しているところであります。

最終の決定事項ではありませんが、今現在検討をしている方向性をお知らせいたします。

支部連には予算がありませんが、無料税務相談を開催するにあたり、税理士のボランティアに全てをすがるような方式では持続はできないと思われま。出勤して頂く税理士に

は交通費ぐらいは予算化をする必要があろうと思っています。当面、9月までは前税理士会館で行っていた税務援助対象者向けの税務指導所として週1回(水曜日)の開催を、週2回(火曜日)(木曜日)の開催といたします。

近畿税理士会が10月5日に40周年を迎えることになります。これを機に新京都税理士会館で毎日開催する一般税務相談所を開設したいと考えています。この相談所の開設については賛否両論があろうかと存じますが、税理士はあらゆる税の専門家である以上、納税者の良きパートナーとして期待に添うように相談に当たらなければなりません。

税務指導事業を実施するための概要を以下に記します。

1. 京都税理士会館で行う税務指導事業

(1) 対象者

- イ. 京都府下総ての納税者
 - ロ. 小規模零細事業所得者
 - ハ. 一般納税者
- 但し、税理士又は税理士法人の関与がない者

(2) 相談期間及び時間

4月1日より翌年の3月31日までの土・日・祝祭日を除く毎日
午後1時～午後4時(予約申し込みも可能とする)
但し、夏期休暇及び年末年始を休みとし、年間200日以内とする

(3) 会場

京都税理士会館 2階 税務相談室



(4) 謝金

1人1日 8,500円(税込み源泉税809円)
差引税込手取 7,691円(支部連名で支払調書)

(5) 指導内容

- イ. 税務に関する相談(原則として全ての税目を対象とする)
- ロ. 記帳及び決算に関する指導
- ハ. 税務書類の作成に関する指導

但し、記帳の代行、決算書の作成及び税務書類の作成については、取扱わない。なお、複雑な事案等で相談会場では相談が出来ない場合には、納税者に了解を求め、個別の事務所に誘導して相談をしていただくものとする。

また、納税者から税理士又は税理士法人関与について依頼があった場合は、その納税者の意思を尊重し、税理士又は税理士法人関与に移行するよう取り計らうものとする。

(6) 指導税理士の人選

- イ. 指導税理士の人選は各支部に委ねる。
- ロ. 指導税理士数は前年10月1日現在の各支部の人数割合により、各支部に人数割り当てを行う。
- ハ. 実情を鑑み確定申告期は上京支部、中京支部、下京支部で対応することとし、宇治支部、園部支部については若干名を夏季の時期に割り当てる。

(7) 予算

- イ. 予算は本会補助金と各支部からの分担金で賄う。
- ロ. 仮収支予算

収入

| | |
|-----------|------------|
| 本会税務指導補助金 | 360,000円 |
| 各支部の分担金 | 1,340,000円 |
| 合計 | 1,700,000円 |

| | |
|-------------|------------|
| 支出 | 1,700,000円 |
| 200日×8,500円 | |

(8) PRについて

京都府では「きょうと府民だより」に掲載して頂き、京都市では市と関係する行事については「京都市共催」の表示は使ってもよく、啓蒙的なパンフレット等は提供して頂けるようになり、かつ「市民しんぶん」にて広報して頂けます。

近畿税理士会設立40周年を記念して、税理士の公益的業務を紹介し、税理士の役割や、税理士を身近に知って頂けるような広報をするために、京都新聞に大々的な広告を掲載したいと思っています。と同時に新京都税理士会館の宣伝も行ない、素晴らしい会館を広く府・市民に認知して頂ければ、と願っています。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

京都税理士協同組合

第32回 通常総会

平成16年7月27日(火)
京都ホテルオークラ
京都市中京区河原町御池

講演会 14:00~15:30
総会 15:40~17:30
懇親会 18:00~20:00

さらに利用しやすくなりました!

よりお得な料金
関与先1件 **335円に!**

※表示金額には、消費税が含まれておりません。

プラス 55円で

「関与先への振替案内」を付けられます。

必要とする関与先だけに、「振替案内(はがき)」を送付することができます!

税理士報酬専門の自動集金システムです

全国11,122の税理士事務所でご利用中!

税理士協同組合の

報酬自動支払制度

税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行社

0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/>

両丹地区懇談会 開催される

4月13日快晴、宮津市文殊の天橋立ホテルに於いて両丹地区組合員との懇談会が開催された。13回目を迎える今年は、昨年までと違い、初めに両丹講演会、次いで大同生命報告、そして懇談会・懇親会という、盛りだくさんな企画で参加者は大同生命の職員を含めて71名を数えた。

《第1部 講演会》

テーマ **日本の健康常識はウソだらけ**
～ストレス社会を生き抜くための最新予防医学～
講師 杏林予防医学研究所 山田 豊文 博士

いつもは2時間という時間を頂くのですが、今日は1時間しかないのでもちょっと端折りますが……ということで非常に早口にお話された内容をかいつまんでみよう。

今の日本は未曾有の生活習慣病社会といわれています。癌とか心臓病、糖尿病あるいは、日本人の5人に1人がストレスに関する精神の疾患を病んでいるし、犯罪も増えています。予防医学っていうと人間ドックとか病院での検診とかを思い浮かべる方が多いと思いますが、それらは予防医学ではありません。現職の総理大臣とか（高円宮）殿下と呼ばれる人たちに医師が付いてないわけもないし、検査を受けてないわけもないでしょう？それがああいう形で突然死されたのです。突然死が1970年と比べて僅か30年余りで、131.8倍に増加しました。逆に自然死といわれる老衰は半分に減ってしまいました。

これは1950年代以降の日本人の食生活に大きな影響があります。米（穀類）を食べなくなり、肉や乳製品を多く摂るようになったからです。日本の人口の約15%（1600万人）が糖尿及び予備軍という異常な状態になっています。何故こんな事になってしまったのかというと日本の行政が嘘ばかり言って、根本的に間違っているからです。その最も象徴的な例が、牛乳を飲めば健康になるという話。これは嘘です。骨のためにカルシウムを多く摂ることは正しいのですが、農耕民族は昔から多くのカルシウムを摂れない生活で、多分、縄文時代から明治の頃まで1日にせいぜい300から400mgの摂取量でした。それを1955年にカルシウム目標摂取量600mgを掲げたのです。一挙に200mgも増やすためにはどうすれば良いか？僅か一本の牛乳を飲むだけで牛乳には200mgもカルシウムが入っている。国民がみんな毎日一本飲めば600mgになる訳です。

その後、約40年を経て、皆さん、骨が強くなったと思われませんか？1955年まで骨粗しょう症なんて無かったでしょう？



どうして200mgも多くカルシウムを摂っているのにベッドから落ちたくらいで骨折する子供がいるのですか？多様な栄養成分がそのまま体の骨になったり皮膚になったりするのではないからでしょう。そんな単純なものではないのです。この謎を解くキーワードが分子栄養学です。人の身体も最小単位は細胞です。生命とは自己を複製する能力を持ち、自分で毎日新しく生まれ変わっているものです。この原料となるものがタンパク質なのです。いろんな動物や植物のタンパク質があるが身体へ入ると自分のタンパク質に化わるのです。生命活動の中で一番重要なものは化学反応を触媒する酵素すなわちミネラルなのです。生命体は海から生まれてきました。海にはミネラルはいっぱいあったわけですね。こうやって身体を造っているという事がわかるだけでも今までの栄養学は、根本的に変わるわけです。タンパク質は消化されてアミノ酸にならないと毒でしかないのです。

生まれたての乳幼児の時には母乳の栄養素を吸収するためにすべての子供がラクターゼという乳糖を分解する酵素をもっています。しかし離乳期を過ぎるとラクターゼはほとんど活性しなくなります。すなわち、いくら牛乳を飲んでも牛乳に含まれている乳糖を分解できないのでカルシウムは消化吸収されないのです。乳糖不耐症の問題点は、カルシウムを摂るつもりで牛乳を飲むのに、カルシウムが乳糖と一緒に排泄されてしまう事にあります。下痢による急激な体重減少や脂肪過多による肥満などを引き起こしています。成人になっても乳糖を分解できる遺伝子をもった人種は北緯50度以上の寒冷地の人々に限定されています。ほとんどの地域の人、特に有色人種はラクターゼを作る働きが弱く、乳糖不耐症です。牛乳を飲んでも下痢などの症状が出ない人もいますが、これは代謝系にトラブルが生じているからで、カルシウムが効果的に吸収されていない事には変わりありません。牛乳の飲みすぎは乳糖不耐症の問題だけでなく、ミネラルアンバランスを引き起こす1つの原因にもなります。

僅かティースプーン1杯の海藻が、1リットルの牛乳よりも1000倍も骨に良いといわれています。日本っていう国は何処からでも2時間もあれば海へ行けるミネラル豊富で、豊かな食文化を持った国なのにどうして海藻を食べないのですか？健康な体っていうのは、周りに迷惑を掛けないで生活できることでしょう。人間の尊厳を失わない事でしょう。人は正しい食べ物を食べていれば健康食品なんか頼らなくても健康になれるのです。穀物を摂ってください。精米すると極端に亜鉛とマグネシウムが損なわれるので玄米ですよ。それと発酵した豆、日本の伝統的な食べ物、味噌汁を飲んで下さい。昆布とかつおのだしでオイリーじゃないでしょう？正しい食生活をしていると糖尿や肥満なんてありません。健康で亡くなるのが人生の一番の幸せですよ。健康を維持して下さい。それが今皆さんの最大の仕事です。ということで簡単ですがこれで私の話を終わらせて頂きます。



《第2部 大同生命報告》

大同生命京都支社税理士共済営業部の竹田成人部長より

平成15年度の推進状況は、組合は5月決算で今日お持ちした資料は2月末時点での数字になりますが、新契約・保有高ともに増加しており、事務手数料についても3月のお支払分までで1.6%増加しています。いずれも昨年を上回るご協力を頂いております事、この場をお借りして御礼申し上げます。まだ今日から5月末まで約1ヵ月半ありますので、さらなるご協力をお願い致します。さて弊社は、本年4月1日付で太陽生命と旧東京生命の3社で(株)T&Dホールディングスという持株会社を設立し上場させて頂きました。新しい体制のもと信頼度ナンバー1を目指し、先生方を初め、関与先のご繁栄のために様々なサービスを提供させていただきたいと考えております。新商品の開発に加え、商品とは別の付加価値のあるサービスのご提供ということでインターネットサービスをご紹介させて頂きます。大同のご契約者様であれば法人個人を問わず、手続きも簡単にご利用いただけます。6つのサービスのご提供を提案させて頂いております。Web・ATM・保険契約情報・お客様相談デスク・T&Dクラブオフ・健康



支援情報・経営支援情報でございます。本日は、お客様ともども先ほどの講演ではございませんが健康増進を図っていただくこと、これらのサービスのなかで特にT&Dクラブオフについてご説明させていただきます。大同生命と(株)リラックスコミュニケーションズという会社が提携して福利厚生サービスを提供する目的で始まった制度です。割引が適用される宿泊施設は国内外2万ヶ所以上、その他ゴルフデスクやレジャーランドなど特典が満載です。昨今、保養施設等はリストラされる傾向が強いか社員旅行等、企業の福利厚生を計っていただければというご提案です。さらにご出張時のビジネスホテルの手配等、ご利用いただけるのではないのでしょうか？ここ数年、解約にやや歯止めがかかってきている状況もあり、単に解約防止ではなく付加価値的なサービスをご提供していきたいと考えております。ご活用いただければ幸いです。

《第3部 両丹地区組合員との懇談会》

理事長挨拶……今日はお忙しい中、ご出席ありがとうございます。日頃は組合の運営、経営に格別のご理解とご支援を頂き誠にありがとうございます。今期も計画どおりに進行しており、決算も当初通りの数字が得られると思います。また、4月5日には会館の竣工記念式典及びパーティには多数のご出席を頂きありがとうございました。



新会館は、両丹地区からもJRと地下鉄を乗り継いでいただければ市役所前駅からは小雨でも走っていただける？便利の良いところです。

建設にあたりましては、京都府・京都市から補助金を頂いております。府民市民のために公益的な役割も担っていかなくてはと思っております。無料税務相談はもちろんの事、租税教育も推進していきたいということで、行政側にも期待して頂いております。両丹の先生方にもご協力をお願い致しますと存じます。

本日は、各担当副理事長より担当部門の現状また今後の計画等につき、ご説明申し上げご質問にお答えしたいと思います。特に定款の変更等、総会に上程し、可決して頂かないといけない大きな案件もございます。担当から詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

各担当部門の報告……理事長の挨拶に続いて、小坂専務理事の進行で、各部門の担当副理事長から活動状況並びに今後の予定について報告があった。

■学院部門（石原副理事長）

新会館の柿落としともいうべき開館特別記念講座は、4月15日、立命館大学の三木義一先生をお招きして『知らなかった！では済まされない！民法と税理士業務』というタイトルで講演して頂きます。

36時間の研修が義務化されておりますが、学院の講座はもちろん6号該当の認定研修であります。さらにもう18時間の1～5号該当の研修についても支部連等との共催などの形で学院並びに新会館がお役に立てればと考えております。今後ともこれまで以上のご協力とご参加、ご支援を賜りたい。

最後になりましたが、昨年、福知山で開催させていただいた「平成15年度税制改正と実務上のポイント」というタイトルの講座には48名のご参加を頂き大変好評でした。今年も同内容の講座を考えています。ご意見ご要望等遠慮なくお聞かせください。

